令和〇年（少）第〇〇号　ぐ犯保護事件

意　　　　　見　　　　　書

令和　　年　　月　　日

福岡家庭裁判所　少年係　御　中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 少　　 年　〇〇　 〇〇

付添人弁護士　福岡　九州男

　　少年に対する頭書事件について、付添人の意見は以下のとおりである。

意　見　の　趣　旨

少年に対する処遇は，現在の児童自立支援施設送致の継続が相当である。

意　見　の　理　由

**第１　ぐ犯事実について**

　　ぐ犯事実に関しては概ね誤りはない。少年が居住先から無断外出を行うとともに喫煙を繰り返したり，外出中に不健全な場所に出入りしたものである。

**第２　少年の問題行動の背景と克服**

　１　養護施設での不適応

少年は中学進学後，両親の経済的事情から預けられた養護施設において同じ入所者から殴られるといういじめを受け，そのことを施設の職員に訴えても加害者の言い分を信用する職員に対する反発から施設に馴染めなかった。このため，少年は施設からの無断外出を繰り返しては職員から叱咤されるということが度重なり，施設不適応が深まっていった。

　２　児童自立支援施設での問題行動

　　　上記のような状況であったため，少年は，養護施設から児童自立支援施設に措置変更になった。少年は，入所当時は，不満が一杯であったが，児童自立支援施設の寮長から面倒を良くみてもらい，次第に馴染んできた。

しかし，同じ施設の子から誘われたり頼まれたりすると断り切れず，仲間外れにされることを恐れて，不本意ながら一緒に無断外出につき合ったり，たばこを買いに出るなど繰り返した。また，施設の１人の職員とウマが合わずに暴言を吐いたり，反抗的な態度を示したりして，施設内でも問題児として見られるようになっていった。

　３　付添人は少年との面会を通して，少年の人に左右される点や，相手の態度によって感情統制できなくなる点などを直視してもらうとともに，どうしたらそれを克服できるのか，ということを一緒に考え，言語化することで，少しずつであるが，少年の内省が深まっていくのを感じることができた。

**第３　保護環境**

付添人は，少年の自宅で少年の両親と約３時間にわたって面会した。

　１　両親が少年らを施設に預けるに至った経緯

少年らを施設に預けたのは借金の取立てから子どもたちを守るため止む得ずとった行動である。父親は，当時，手取り４０万円を超える給与を取得していたが，少年の母親がヤミ金に手を出し，借金取りが父親の会社にも押し寄せるようになったため，退職を余儀なくされ収入が途絶えた。

父親はできる限りの返済を行ったが，ヤミ金の取立ては激しく，時には暴力も振るわれ，遂に家を出て逃げるしかなくなり，少年らを施設に預けた後，居所を転々として現在の地に落ち着いたとのことであった。

父親は，母親の借金の理由について深く追及しなかったが，母親は，ヤミ金を利用していた当時，１ヶ月に１，２週間単位で家に戻らなかったり，他の男性との間での子どもを出産したりもしたが，父親は，少年らのためにも母親が改心することを願って，母親を見守っていた。決して諦めではない，父親の慈悲深さに，神々しささえ感じた。

　２　母親の態度

母親は，自らの奔放の半生を悔い，また，父親の慈悲深さに，まじめに生きることを誓い，また，少年を少年院に行かせることは何としてもしたくないという意思を持っていた。

その一方で，付添人が「そのためにはどうしたら良いか」と尋ねると，母親は，自分が責められていると感じたのか，急に感情的になり，自暴自棄になっているような印象を受けた。しかし，落ち着いていく中で，自身の恵まれない生い立ちやヤミ金に追われる生活への不安を口にするとともに，本心は少年と一緒に生活することを望んでいることも感じ取ることができた。

　３　現状の両親の生活状況

父親は，現在の居所に落ち着いてから安定した給与を貰って生活している。近日中には，給料もアップするので，少年と一緒に住むことができる部屋を借りたいと述べていた。ヤミ金からの取立ては一切なく，また，法的に整理する意思は持っている。経済的には少年を引き取ることも可能である。

　４　両親の監護能力について

少年は父親の堅実さを信頼しており，また，大変に慕っていることも確認できた。父親も経済的な問題さえなければ自ら養育したいと願っている。父親の堅実な生活ぶり，必死になって子どもを受け容れるための環境を作ろうと仕事に励んでいること，仕事以外は遊びもせずに質素な暮らしをしていること，人を受け入れる寛容さに，少年が父親の元に戻るなら，きっと問題行動は止まるであろうと期待できる。

一方，母親に関しては感情の不安定さなど気になる点はあるものの，内省を深めていることや，父親に対して尊敬の気持ちを持ち続けていることからすれば，夫婦が協力することによって少年を引き取って養育することはできると期待できる。

**第４　結論**

　少年の非行性は深化していない。少年は，まだ幼く賢く振る舞うという力を育んでいないために，対人関係で必要以上に迎合的になったり，攻撃的なったりするが，今回の初めての観護措置を通じ鑑別所内の生活において，この点を振り返るきっかけになったと期待する。また，両親は不安を残しながらも，少年の受入のための努力を行っていると評価できる。

　こうした双方が今，問題点に気付き，これから環境を整えようとしていることからすると，直ちに自宅に帰すことには若干の躊躇を覚えるところであるが，1年後，少年が中学校を卒業する頃には，そうした環境が整っている見通しは十分ある。また，少年は高校への進学を希望し勉強に取り組んでいるところであるが，そうした目標を持ち，出院までの期間がきちんと特定できれば，少年は張り合いを持って自己の生活を正していくことは十分できる。

　その意味で，少年をこの時点で矯正の場に委ねることは相当でなく，寮長との関係が良好で，かつ，両親の信頼も厚い施設に戻し，そこで出院まで高校への入学試験の勉強も含めた総合的な教育を施すことが適切であると思料する。

以上